

重要事項説明書

医療法人徳洲会
ケアプラン高根台

居宅介護支援事業所重要事項説明書

(2024年4月1日現在)

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 047-774-0414 (午前9時～午後5時まで)

担当介護支援専門員：

2. ケアプラン高根台の概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	ケアプラン高根台
所在地	千葉県船橋市高根台2-11-1千葉徳洲会病院内
介護保険指定番号	居宅介護支援 1270909797
サービス提供地域	船橋市

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	主任介護支援専門員	1名 (兼務)		業務管理	1名
主任介護支援専門員	看護師等	1名以上			1名以上
介護支援専門員	介護福祉士等	3名以上	適宜	居宅介護支援の提供	3名以上

営業時間	午前9時～午後5時
休業日	日曜日、祝日、12月31日～1月3日

※緊急時連絡先：047-774-0414 電話により、24時間の連絡体制を確保しています。

3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

概ね次の手順で進めます。

- ① 利用者からの介護支援サービスの利用申し込み
- ② 利用者のご自宅を訪問し、身心の状態や置かれている環境等を調査し、可能な限りご自宅で、自立した日常生活がおくれるよう、解決すべき課題を把握・分析します。
- ③ 利用者や家族が、どのような介護サービスをどの程度の頻度で利用したいのか希望を伺います。
- ④ 上記②の解決すべき課題や③の希望を考慮し、また主治医やサービスの事業所と協議して、利用者に適した居宅サービス計画を作成しご確認の上、了解をいただきます。
- ⑤ 居宅サービス計画に基づき、介護サービスが計画的に提供されます。
- ⑥ 介護サービス提供後も、継続的に利用者の身心の状態や介護サービスの実施状況を把握し、必要に応じて居宅サービス計画の変更を行います。

※利用者は居宅サービス計画書に位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求め
ることと、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることができます。

※適切なケアマネジメントの実施を確保しつつ、経営の安定化を図る観点から、ICTを活用し必要な業務
を行います。書面で説明・同意等を行うものについて、電磁的記録による保存や対応等をさせて頂く
場合があります。

- ⑦ ケアマネジメントの公正中立性の確保のため、介護サービス情報公表制度において前6か月間に作成を
したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用
割合及び同一事業者によって提供された割合を利用者に説明し、同意を得た上で交付します。

4. 利用料金

利用料 (重要事項説明書別紙参照)

要介護認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。保険料の
滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をい
ただき、当事業所からサービス提供証明書を発行します。このサービス提供証明書を後日船橋市の窓
口に提出しますと、全額払戻を受けられます。

(要介護1・2) 16,335円 (要介護3～5) 19,858円

※3年毎の介護保険制度改定により上記金額は変更することがあります。

なお、金額の変更がある場合は別紙にてお知らせします。

交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域に住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護
支援専門員が訪問するための交通費の実費が必要です。

解約料

利用者はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、電話等で申し込みください。当事業所職員が訪問します。契約を締結したのち、サービスの
提供を開始します。

(2) サービスの終了

- ① 利用者の都合でサービスを終了する場合、文書で申し出いただければいつでも解約できます。

- ② 事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合
は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介いたします。

- ③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ 利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・ 利用者が入院などによりサービスの利用が3ヶ月以上なかった場合

- ・ 利用者の要介護認定区分が、要支援 1 または要支援 2 または非該当（自立）と認定された場合
- ・ 利用者が死亡若しくは被保険者の資格を喪失した場合

④ その他（次の事由に当てはまる場合、文書で通知することにより、この契約を解約させていただきます）

利用者またはその家族が事業者や介護支援専門員等に対して、この契約を継続し難い程の背信行為（身体暴力（たたく等）及び精神的暴力（大声を発する、怒鳴る等）並びにセクシャルハラスメント（必要もなく体の一部をさわる、性的な発言等）及びモラルハラスメント（言葉や態度による、精神的な暴力や嫌がらせ等、業務範囲の超えた過度な要求等）のハラスメント行為等防止することが、著しく困難である等により、その状態が改善されない場合。

6. 虐待の防止のための措置に関する事項

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年 1 回以上）に実施します。
- (4) 以上に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

7. 業務継続に向けた取組

事業所は感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修・訓練（シミュレーション）の実施を（年 1 回以上）行います。

8. 感染症対策の強化

感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催（おおむね 6 か月に 1 回以上）、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を行うこととする。）感染症の予防及びまん延防止の観点から、予め利用者や家族に利用趣旨の説明をし同意を得た上で、テレビ電話等の通信機器を利用してサービス担当者会議等を遠隔で行う場合があります。

9. 身体拘束等の適正化

利用者又は、他の利用者等の生命又は身体を保護する為、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならない事とし、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

10. ハラスメントの対応

ハラスメントに対する基本方針を従業員と共有するとともに、利用者や家族等にも周知をはかります。基本方針はハラスメントを未然に防止するための対応マニュアルに基づき対処を講じていくこととします。相談窓口を設置の上、従業員に周知をはかるものとします。

1 1. 当法人居宅介護支援事業所の特徴等

(1) 事業の目的

指定居宅介護支援事業の運営にあたり、必要な人員および管理運営に関する事項を定め、介護支援専門員が要介護者等からの相談に応じ、その心身の状況や環境等に応じて、本人や家族の意向を基に居宅サービスを適切に利用できるように、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう、指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整などを行い、介護保険法が適正に運用されることを目的とします。

(2) 運営の方針

- ① 利用者が要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限り、その居宅においてその能力に応じ、自立した日常生活を営む事ができるように努めます。
- ② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者及び家族の希望を踏まえ、その自らの選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業所から、総合的かつ効果的に提供されるよう努めます。
- ③ 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って利用者に提供されるサービス等が、特定の種類又は特定の事業所に偏ることがないように公正中立に行います。
- ④ 介護支援専門員の技量向上のため、積極的に研修などに参加させ自己研鑽に努めます。
- ⑤ 事業の運営にあたっては、市、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、サービス提供事業所、指定介護予防支援事業者、との連携に努めます。
- ⑥ 利用者は複数の指定居宅サービス事業所の紹介を求めることができます。
- ⑦ 利用者は当該居宅サービス事業所を居宅サービスに位置づけた理由を求めることができます。

(3) 介護サービスを受けるにあたっての重要事項

利用者に渡した「サービス利用票」と異なる事業者からサービスを受けた場合やサービス内容を変更した場合には、必ず担当の介護支援専門員に連絡下さい。連絡がない場合、利用者が一旦費用の全額を立て替えていただく場合があります。被保険者資格を喪失した場合や要介護状態区分の変更があった場合など、現在の被保険者証の記載内容に変化があったときは、必ず担当の介護支援専門員に連絡下さい。

・居宅サービス計画の作成以外に提供できるサービスの内容

- i 利用者の依頼に基づき、要介護認定の申請（新規・変更・更新）を代行します。
- ii 居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書を利用者に代わりに市役所の窓口に届けます。
※ i, ii の代行にあたっては、手続き上、利用者の被保険者証を預かることになります。
- iii その他介護保険制度に関する相談に応じます。

(4) 高齢者の虐待防止に関する項目

養護者及び養介護施設従事者等による高齢者への虐待を発見した場合、地域包括支援センターへ直ちに連絡します。その後の対応については地域包括支援センターと連携し、相談・協議の上、対応します。

(5) 秘密保持と個人情報の保護

利用者及び家族の個人情報については、居宅介護支援の目的以外に用いず、その情報の管理についても外部に漏れることのないように細心の注意を払います。

(6) 事故発生時の対応

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行なうとともに、必要な措置を講じます。賠償すべき事故が生じた場合には、速やかに損害賠償を行います。

(7) サービス利用のために

事項	備考
介護支援専門員の変更	変更を希望される方は申し出下さい
調査課題分析の方法	MDS－HC方式・居宅サービス計画ガイドライン（全社協）方式等
介護支援専門員への研修の実施	入職時研修 外部研修への参加、県-市町村等主催の現任研修等への参加

(8) 医療機関との連携

- ① 利用者が病院または診療所に入院する場合、利用者または家族は、介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院または診療所に伝えるものとします。
- ② 利用者が医療系サービスの利用を希望している場合等において、介護支援専門員は利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求め、この意見を求めた主治の医師に対してケアプランを交付します。
- ③ 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリングの際に介護支援専門員が把握した利用者の状態等について、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師または薬剤師に情報提供します。

1 2. サービス内容に関する苦情

① 当事業所利用者様相談・苦情担当

当事業所の居宅介護支援に関する相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについての相談・苦情を承ります。

担当 ケアプラン高根台	管理者 峰	電話047-774-0414
千葉徳洲会病院	事務長	電話047-466-7111

② その他

当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

船橋市介護保険課 総合相談窓口	電話047-436-2302
千葉県国民健康保険団体連合会(国保連)	電話043-254-7428

1 3. 当事業所運営法人の概要

名称・法人種別	医療法人徳洲会
代表者役職・氏名	理事長 東上 震一
本部所在地・電話番号	大阪府大阪市北区梅田1-3-1-1200号 電話06-6346-2888

定款の目的に定めた事業

1 病院及び診療所事業

- 2 老人保健施設事業
- 3 訪問看護ステーション事業
- 4 介護保険事業
- 5 在宅介護支援センター事業
- 6 訪問介護員養成研修事業
- 7 乳幼児健康支援一時預かり事業
- 8 障害者自立支援法に定める障害者福祉サービス

主事業所等

病院 診療所 介護老人保健施設 訪問看護ステーション

居宅介護支援事業所 通所リハビリ 訪問介護 認知症対応型共同生活介護

地域包括支援センター 在宅介護支援センター

訪問介護員養成研修事業 乳幼児健康支援一時預かり事業

居宅介護支援に提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づき重要な事項を説明しました。

〈事業者名〉 医療法人徳洲会
〈住 所〉 大阪府大阪市北区梅田1-3-1-1200号
〈代 表 者〉 理事長 東上 震一
〈事業所名〉 居宅介護支援事業所 ケアプラン高根台
(指定事業者番号 千葉県1270909797)
〈住 所〉 船橋市高根台2-11-1千葉徳洲会病院内
〈管 理 者〉

説明者：

本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要な事項の説明を受けました。

年 月 日

(利用者)

〈住所〉

〈氏名〉

(代理人)

〈住所〉

〈氏名〉

(続柄) ()
